



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 132 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2026 年 9 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

調整スキームの実施方法に関する裁判所の判断（M&A）

調整スキーム（scheme of arrangement）は、オーストラリアにおける M&A の手法の一つであり、特に上場会社の買収でしばしば利用されます。調整スキームによる買収には、大要①スキームによる譲渡等の対象株式に関する株主総会の開催に関する裁判所の命令、②株主総会によるスキームの承認、③株主承認を受けたスキームの内容についての裁判所の承認という手続が必要となります。

ニューサウスウェールズ州最高裁判所は、非上場のプロフェッショナルファームに関する上記①の手続において、株主のカテゴリによって受領する対価が異なるにもかかわらず、上記②の株主総会をカテゴリごとに実施するのではなく全体で 1 つのみ実施することを認めました。また、上場会社を対象とする調整スキームであれば、独立した専門家からの報告書の取得、株主への情報提供窓口の設置、対象会社取締役が受領する対価の詳細な開示が行われることが通常ですが、裁判所は、本件ではこれらの措置をとらずに株主総会を実施することを認めました。

この判断は、対象会社が非上場であり、その株主が一般投資家ではなく財務の見識を有する対象会社（プロフェッショナルファーム）のパートナー陣であることなど、本件取引の個別事情を踏まえたものであり、上場会社を対象とする調整スキーム一般にそのまま適用できるものではないと考えられますが、調整スキームによる買収手続の柔軟性を示す事例としては、今後の類似の取引を検討する場合に参考になると考えられます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

労働者による AI 利用と職務上の義務（労働法）

生成 AI の使用が浸透するにつれて、労働者が使用者に対する法的請求を行う際に AI を利用するケースが増加しています。このような AI 利用においては、機密情報や他の従業員の個人情報を含む文書等が AI ツールにアップロードされる可能性があります。

企業においては、これに起因する様々なリスクへの対応として、AI の利用に関する内部規程の整備や、契約上・内部規程上の守秘義務の明確化により、使用できる AI ツール、入力できる情報の範囲等について明確化・周知することが必要です。また、情報セキュリティやプライバシーに関する研修にも、AI の使用に関する内容を取り入れるべきです。従業員が労使紛争に関して AI を利用したと思われる場合には、入力された情報、使用された AI ツール等の特定が必要となる可能性があります。さらに、AI の不正利用を理由とする懲戒処分等を行う場合には、弁明の機会の付与など、公正な手続を実施することが不可欠です。特に、労使関係上の請求を行った従業員を対象とする懲戒手続では、従業員の申立てに基づく調査と、当該従業員による AI の不正利用に関する調査を独立させるなど、報復目的と判断されないよう、慎重な対応が必要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

スマートグラスによる録画に関するリスク対応（プライバシー法）

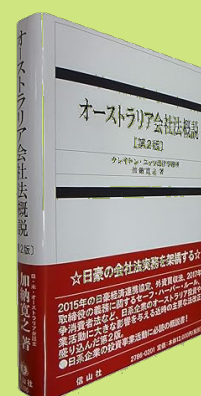
録画機能を備えた安価なウェアラブル端末の広がりにより、従業員や来客が外部から認識できない方法で周囲を録画することが容易になり、新たなコンプライアンス上の懸念が浮上しています。

現行のプライバシー法やオーストラリアプライバシー原則は、個人に義務を課すものではない一方、企業は、事業所や雇用関係における個人情報の管理について、同法及び同原則上の義務を負います。そのため、企業においては、スマートグラスを念頭に、情報セキュリティポリシーやデータ漏洩事案対応マニュアル、外部向けプライバシーポリシーを改正することや、事業所におけるウェアラブル機器の持ち込みの制限を検討することが必要となります。また、連邦法上のプライバシー関連規制だけでなく、州法上の規制、契約上の義務も踏まえた対応が必要です。スマートグラスによる録画に関する懸念に対処するための法令の改正や当局によるガイダンスの公開が行われる可能性もあるため、立法・執行の動向も注視すべきです。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

危機対応における第三者報告書と秘匿特権（訴訟法）

不祥事や当局による調査等の危機対応では、会社の発表において第三者の報告書を援用することや、当局に報告書を提出することを検討する場合があります。ただし、対応の仕方によっては、報告書について秘匿特権による保護を受けられず、クラスアクションの原告等に対する開示を義務付けられることになってしまうリスクがあるため、留意が必要です。

まず、危機対応における第三者報告書が秘匿特権の対象となるためには、報告書が、法的助言の取得又は訴訟での利用を主たる目的として作成されたものであることが必要です。また、秘匿特権の対象となる場合であっても、プレスリリース等で文書の実質、趣旨又は結論を開示した場合や、法的助言の内容・効果を、規制当局の注目をそらす目的や自社の外部評価を維持する目的で利用した場合には、秘匿特権を放棄したものと判断されます。当局に対する報告書の提供も秘匿特権の放棄となり得ますが、秘密保持契約の締結等により、放棄の範囲を限定できる場合もあります。

第三者報告書を作成する場合には、第三者の起用、プレスリリースの作成、当局対応といった各場面で、上記の点を踏まえた慎重な対応が必要となります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

「認識ある受領」法理に基づく税務長官の責任に関する裁判例（信託法）

ニューサウスウェールズ州控訴裁判所の近時の裁判例において、政府（税務長官）が、不正流用された信託財産を原資とする租税債務の支払いを受領したことについて、「認識ある受領（knowing receipt）」の法理に基づく責任を負うとの判断がなされました。同法理は、不正に移転された信託財産を、それと知りながら受領した者に対して衡平法（エクイティ）上の責任を課すものです。

本件は、Kupang Resources Pty Ltd の事実上の取締役であった Grimaldi 氏が、同社に対する義務に違反して同社の資産を不正に取得し、これを売却して得た利益を租税関連債務の支払いに充てたものです。Grimaldi 氏は、別の手続において、売却益及びそれに由来するさらなる利益を Kupang 社に返還することを命じられていました。

本判決では、①税務長官であっても、認識ある受領の法理の適用に関して免責等の特別の取扱いを受けるものではないこと、②会社資産そのものではなく、当該資産の不正な売却により得た利益についても、擬制信託（constructive trust）が成立し、信託財産に該当すること、③擬制信託は、裁判所が救済として創設するものではなく、一定の要件充足により法律上当然に生じるものであること、④売却益の信託財産としての性質は、別訴における返還命令の対象となったことによって変化するものではないこと、などが示されました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パス日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パス日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

Japan Practice 紹介サイト



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用了資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

ジャパントイムズ紙特集記事（日豪友好協力基本条約締結 50 周年記念特別号・2026 年 6 月 16 日）

英字新聞ジャパントイムズ紙の日豪友好協力基本条約締結 50 周年記念特別号にて、当事務所の特集記事が掲載されました。本記事では、これまでに両国が築いてきた経済関係と将来の展望に触れながら、当事務所およびジャパン・プラクティス・グループの取り組みが紹介されています。日本企業の皆様によるオーストラリアでの投資や事業展開に関して、言語、法制度、ビジネス慣習の違いも踏まえたサポートを提供していることについて、当事務所の最高執行パートナーである Emma Covacevich 弁護士およびジャパン・プラクティス・グループの責任パートナーである加納 寛之 弁護士がコメントしています。本記事（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『【特別企画】どうなる？日豪のM & A 市場 - NNA 業界座談会第 6 弾』（2024 年 7 月 8 日・9 日）

アジア経済ニュースを発信する NNA 社が主催した、日系企業による豪州 M&A に携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州 M&A に関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業による M&A 手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024 年 7 月 8 日および 9 日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール : hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール : syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール : ysugawa@claytonutz.com



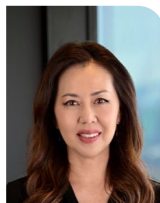
ロイヤー 曽我 修平
メール : ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 岡崎 玲於奈
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール : rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール : ktakiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール : kridgway@claytonutz.com